

【消費生活の窓口から】

オンラインサロンでのもうけ話にご注意を！

～確実にもうかる話はありません!!～

インターネットの会員制コミュニティ「オンラインサロン」を、お金もうけのノウハウを伝えるツールまたはサロン自体をもうける手段として利用している手口がみられます。オンラインサロンは、会員以外はアクセスできず、事前に中身を確認できませんので、注意が必要です。

〈事例１〉SNS で知り合った人から、毎月 2 万円でオンラインサロンに入会すれば資産形成の勉強ができ、毎月の支払いは

在宅で稼げると勧誘され、入会した。しかし、全くもうからないため解約を申し出たが、1 年契約なので途中解約

はできないと言われた。（当事者：学生 男性）

〈事例２〉友人から、オンラインサロンを人に紹介すると紹介料約 10 万円がもらえるから参加しないかと勧められた。友

人の紹介だから安心だと思い、会費約 25 万円を一括で支払ったが、別の友人から、だまされていると言われ不安

になった。クーリング・オフしたい。（当事者：学生 男性）

【アドバイス】

◆確実にもうかる話はありません。「簡単にもうかる」「元が取れる」などの勧誘文句をうのみにせず、

安易にコンタクトを取らないようにしましょう。

◆契約前に契約条件や運営事業者の会社名、住所、電話番号を確認しておきましょう。トラブルに備えて、

チャットやメール等のやり取りの記録も残しておきましょう。

◆人に紹介するビジネスモデルの場合、人間関係が壊れることもあるので注意しましょう。

◆困ったときは、一人で悩まず消費生活相談窓口か消費者ホットライン^{いやや}188（局番なし）に相談しましょう。

※詳しくは、国民生活センターホームページ「[オンラインサロンでのもうけ話に注意](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3